

第22号議案

神戸ファッション美術館条例の一部を改正する条例の件

神戸ファッション美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸ファッション美術館条例の一部を改正する条例

神戸ファッション美術館条例（平成8年10月条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1人1回につき」を「1人1日につき」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

神戸ファッション美術館の入館料の区分を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸ファッション美術館条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表第2 (第10条関係)

区分	入館料 (<u>1人1回につき</u>)	
	個人の利用	団体の利用
略	略	略

	<u>1人1日につき</u>	